

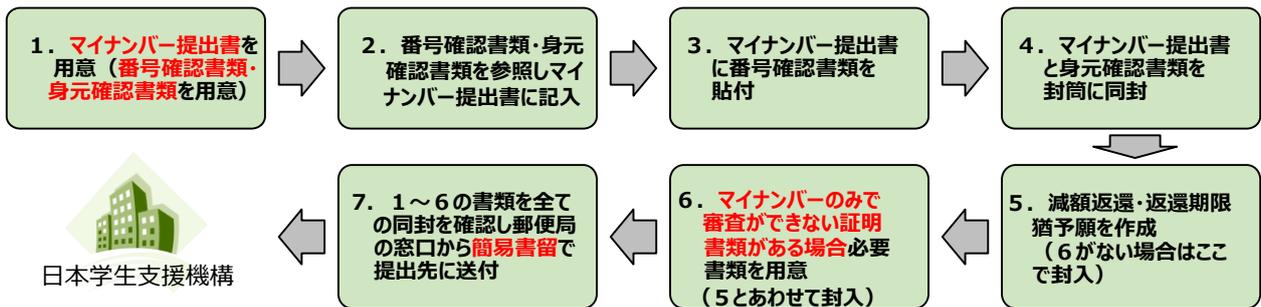
## 【重要】マイナンバー（個人番号）の提出について

日本学生支援機構は、2018年9月より皆様から提出いただいたマイナンバー（個人番号）を用いて、減額返還・返還期限猶予の手続きに必要な情報を取得しています。

マイナンバーを提出いただくことで、これまで減額返還・返還期限猶予の願出の都度必要だった証明書類の大部分はご用意いただく必要がなくなります。減額返還・返還期限猶予の願出をされる際は必要書類をご確認の上、マイナンバーを提出してください。

◆ **すでに日本学生支援機構にマイナンバーを提出した方は、再度の提出は不要です** ◆  
 （提出済みであるかはスカラネット・パーソナルによりご確認いただけます。）

### マイナンバーと減額返還・返還期限猶予願提出の流れ



必要提出書類 と 手順		チェック欄
1	「マイナンバー（個人番号）提出書」・番号確認書類・身元確認書類を用意します。 詳細は裏面にある『番号確認書類及び身元確認書類の準備』をご覧ください。 ※番号確認書類・身元確認書類はすべてコピーを提出してください	
2	番号確認書類・身元確認書類を参照し「マイナンバー（個人番号）提出書」に必要事項を記入します。太い枠の中もれなく記入してください。	
3	1で用意した番号確認書類を切り取って「マイナンバー（個人番号）提出書」の「1. 番号確認書類貼付欄」に貼り付けます（住民票の写しを提出する場合は封筒に同封）。	
4	3の「マイナンバー（個人番号）提出書」と身元確認書類を封筒に同封します（顔写真の無い書類の場合2点あるか確認）。身元確認書類がマイナンバーカード（おもて面）の場合は、「マイナンバー（個人番号）提出書」の「2. 身元確認書類貼付欄」に貼り付けます。	
5	「奨学金減額返還願／奨学金返還期限猶予願」に必要事項を記入します。 記入の漏れがないか必ず確認してください。6がない場合はここで封入します。	
6	減額返還・返還期限猶予願証明書一覧を確認し、 <b>マイナンバーのみで審査ができない証明書類がある場合</b> は事由に合った必要書類を用意し、5とあわせて封入します。	
7	1～6で用意した書類が全て同封されているか確認し、下記提出先に、郵便局の窓口から簡易書留で送付します。	

必要提出書類が揃っているかチェックしてください。

【注意事項】

- 提出いただいたマイナンバーは、法令に基づき厳格に管理いたします。
- マイナンバー制度とは、住民票を有するすべての人に12桁の番号を付し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認することによって、行政の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。
- 提出を省略できる証明書類については以下の本機構ホームページを参照してください。  
 減額返還証明書一覧 (PDF) [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan\\_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoshiki/yoshi.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shoshiki/yoshi.html)  
 返還期限猶予の証明書一覧 (PDF) [https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan\\_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/shoshiki/yoshi.html)  
 なお、行政機関間の情報連携により取得できない情報については、引き続き証明書類を提出いただく必要がありますのでご了承ください。

★願出提出先 〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 宛

★お問い合わせ先 日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話 0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

受付時間 9:00～20:00 (土日祝日・年末年始を除く)

↑ 専用郵便番号のため上記の郵便番号と宛名のみで届きます



# 番号確認書類及び身元確認書類の準備

以下を読み、**1. 「番号確認書類」と 2. 「身元確認書類」**を両方ご用意ください。

※「個人番号通知書」は使用できませんので注意してください。

※書類は有効期限が切れていないことを確認してください（いずれの書類も提出時に有効なものに限る）。

※拡大・縮小せずにコピーしてください。

番号確認書類・身元確認書類はすべて**コピー**を提出してください



マイナンバーカードをお持ちですか？  
(個人番号カード)

持っている

## 1. 番号確認書類

「マイナンバーカード」うら面  
(マイナンバーがある面)

⇒「マイナンバー（個人番号）提出書」  
に貼り付けます。



## 2. 身元確認書類

「マイナンバーカード」おもて面  
(顔写真がある面)

⇒「マイナンバー（個人番号）提出書」  
に貼り付けます。

持っていない

## 1. 番号確認書類

以下のいずれか**1点**を用意

マイナンバー記載の住民票の写し

- ・本人のみ記載の住民票の写しでマイナンバーがあるもの
  - ・発行印があり、かつ発行日から6か月以内のもの
- ⇒「マイナンバー（個人番号）提出書」に貼り付けず、封筒に同封します。

「通知カード」表面  
(マイナンバーがある面)

- ・「氏名」「住所」に変更があった場合は使用できません。
- ⇒「マイナンバー（個人番号）提出書」  
に貼り付けます。



## 2. 身元確認書類

「顔写真付きの公的身分証明書」をお持ちですか？

持っている

以下①～④のいずれか**1点**を用意

① 運転免許証表面 (顔写真がある面)

- ・「氏名」「住所」に変更がある場合は表裏の両面をコピー

② パスポート (旅券)

- ・顔写真（「氏名」「生年月日」記載）のページをコピー  
（現在の「氏名」が記載されているもの）

③ 在留カード表面 または  
特別永住者証明書表面 (顔写真がある面)

- ・「氏名」「住所」に変更がある場合は表裏の両面をコピー

④ 住基カード または 身体障害者手帳・  
精神障害者保健福祉手帳・療育手帳

- ・「顔写真」「氏名」「生年月日」「住所」がある面またはページ  
をコピー

持っていない

以下⑤～⑦の中から**2点**を用意

⑤ 健康保険証

- ・カード式の場合は表裏の両面をコピー  
（注意）健康保険証裏面に住所の記入が必要  
保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは  
読み取れないよう黒塗り（マスキング）してください。

⑥ 生活保護受給者証 または 年金手帳

- ・「氏名」「生年月日」が記載されている面またはページをコピー

⑦ その他の公的機関が発行した証明書類 (※)

- ・発行日から6か月以内のもの
- (※) 「その他の公的機関が発行した証明書類」とは納税証明書、  
所得証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民  
票の写しなど  
(注意) 番号確認書類として住民票の写しを提出する場合、住民票  
の写しを身元確認書類として利用できません。

⇒書類が用意できたら、封筒に同封します。

# マイナンバー（個人番号）提出書

独立行政法人日本学生支援機構 理事長 殿

私は、日本学生支援機構が学資の貸与又は支給に関する事務（採用及び回収に係る業務を含む）の遂行のためにマイナンバー（個人番号）を利用するという利用目的を理解した上で、私のマイナンバーを貴機構に提出いたします。

なお、マイナンバーとは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさし、個人番号を提出した場合は、同法及び関連法令が定めた範囲で機構が個人番号を利用すること及び返還が完了するまで必要な地方税情報を利用することに同意します。

私が複数の奨学生番号を有している場合、若しくは今後、複数の奨学生番号を取得する場合、本提出書をもって、他の全ての奨学生番号の奨学金についても上記のとおり同意します。

※黒または青の摩擦等で消えないボールペンを使い、判読可能な文字で記入してください。

マイナンバー (個人番号) 記入欄	(12桁全て記入)		
	□□□□	□□□□	□□□□
番号確認書類を見ながら、マイナンバーを枠の中に記入してください。			← 太い枠の中にもれなく記入してください 訂正する場合は修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で消し、記入内容をご確認のうえご提出ください。
記入日	(西暦)	年 月 日	
フリガナ			
氏名(自署)	※番号確認書類及び身元確認書類に記載の氏名を記入してください。		
奨学生番号	- -		
※複数の奨学生番号がある場合でも、1つのみの記入で構いません。			マイナンバー(個人番号)数字記入例 1 2 3 4   5 6 7 8   9 0 1 2  マイナンバー(個人番号)数字記入訂正例 9 0 1 2 9   0   0   2
フリガナ			
現住所	〒 - -	都道府県	市区町村
			※現住所は番地まで省略しないで記入してください。
生年月日	(昭和・平成) (西暦)	年 月 日	
電話番号	- -		

マイナンバーを提出する際には「マイナンバー提出書」(本書)と併せて  
**1. 番号確認書類** と **2. 身元確認書類** の提出が必要です。

番号確認書類・身元確認書類はすべてコピーを提出してください

## 1. 番号確認書類貼付欄

① 以下のいずれか1点を提出する場合は、こちらに貼り付けてください。

### マイナンバーカード(裏面)

・マイナンバーが記載されている面が見えるように貼付

### 通知カード※

・マイナンバーが記載されている面が見えるように貼付

② マイナンバー記載の住民票の写しを提出する場合は封筒に同封してください。



## 2. 身元確認書類貼付欄

① 以下を提出する場合は、こちらに貼り付けてください。

### マイナンバーカード(表面)

・顔写真がある面が見えるように貼付

② 以下を提出する場合は封筒に同封してください。

・顔写真付の公的身分証明書 1点  
(例：運転免許証、パスポート)

または

・顔写真なしの証明書類 2点  
(例：健康保険証 + 国民年金手帳)

詳しくは『番号確認書類及び身元確認書類の準備』をご覧ください。

※ 通知カードに記載の住所・氏名等記載事項に変更があった場合は使用できません。

「個人番号通知書」は使用できませんので注意してください。

※ のりを使う際は、よく乾かしてから封筒に入れてください。

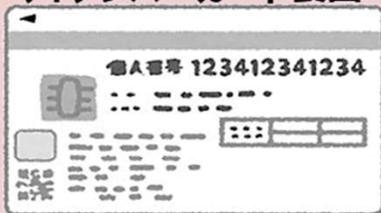
受付日	管理番号

MN提出書	番号確認書類	身元確認書類

# 番号確認書類・身元確認書類 提出例

番号確認書類・身元確認書類はすべてコピーを提出してください。

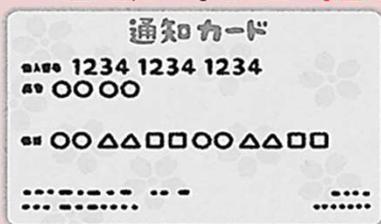
例1 < 番号確認書類 >  
マイナンバーカード裏面



< 身元確認書類 >  
マイナンバーカード表面



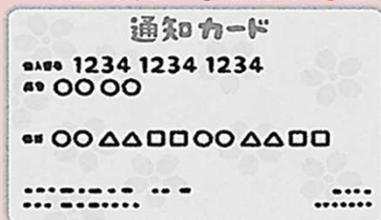
例2 通知カード表面 (注1)



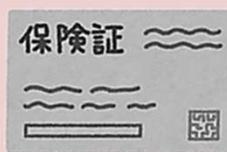
運転免許証



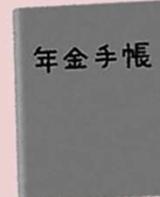
例3 通知カード表面 (注1)



健康保険証 (注2)



年金手帳



例4 マイナンバー記載の住民票の写し



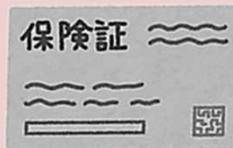
パスポート



例5 マイナンバー記載の住民票の写し



健康保険証 (注2)



所得証明書

(原本でも可)



(注1) 通知カードに記載の住所・氏名等記載事項に変更があった場合は使用できません。

(注2) 保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは読み取れないよう黒塗り (マスキング) してください。

※ 下記の組み合わせは **認められません** ※

マイナンバー記載の住民票の写し



住民票の写し



健康保険証

